地域おこし協力隊の受入れに関する 手引き (第5版)

令和6年10月 総務省地域力創造グループ 地域自立応援課

<u>目 次</u>

は	じめに3
Ι	地域おこし協力隊の受入れに当たっての留意点4
	1. 地域おこし協力隊の募集について
	2. 地域おこし協力隊の任用・勤務条件について
	3. 地域おこし協力隊の服務規律、活動規律の確保について
	4. 「地域おこし協力隊サポートデスク」について
	5. 研修や交流会の機会の提供について
	6. 「地域おこし協力隊 OB・OG ネットワークづくり推進事業」につ
	いて
	7. 「おためし地域おこし協力隊」について
I	チェックリスト 24
	【ステージ1】 地域おこし協力隊募集前
	○隊員の受入準備に当たって
	【ステージ2】 地域おこし協力隊募集・採用時
	○隊員の募集に当たって
	○隊員の着任に当たって
	【ステージ3】 地域おこし協力隊活動開始~任期中
	○関係者間の認識の共有について
	○隊員の活動について
	○隊員の活動サポートについて
	○隊員の将来的な展望について
ш	よくある質問 (F A Q) 40

Ⅳ 参考

O はじめに

都市部の若者等が過疎地域等に移住して、概ね1年以上3年以下の期間、地場産品の開発、農林水産業への従事等の地域協力活動を行いながら、地域に定住・定着を図る取組として、「地域おこし協力隊」を創設してから、平成30年度で10年が経過しました。

初年度である平成 21 年度は、隊員数 89 名・取組団体数 31 団体でしたが、 令和元年度には、隊員数 5,349 名・取組団体数 1,071 団体となっています(特別交付税ベース)。また、任期終了後も、隊員の約6割は引き続き同じ地域に 定住し、同一市町村内に定住した隊員の約3割は自ら起業するなど、新しい感性や刺激を地域に持ち込み、地域で新しい仕事を創り出しています。

一方で、近年、地域おこし協力隊員を新たに受け入れる地方自治体が急激に増えていることから、隊員の受入・サポート体制の構築が喫緊の課題となっています。

地域おこし協力隊員は、それぞれの人生における大きな決断をして移住し、 慣れない生活の中、地域協力活動に従事することとなります。隊員を受け入れ る地方自治体は、このような隊員を業務面のみならず、生活面を含めてサポー トする必要があります。また、受入自治体が隊員を受入地域につなぎ、受入自 治体・受入地域・隊員の3者で「想い」を共有することにより、隊員の円滑か つ有意義な地域協力活動につなげていくことが重要です。

今後も引き続き、地域おこし協力隊を発展させていくため、総務省において、「地域おこし協力隊の受入れに関する手引き」を作成しましたので、地域おこし協力隊員を受け入れる担当課のみならず、活動に関係のある関係課等とも共有し、活用してください。

本手引きは、必要に応じて、今後も、改訂していく予定です。

なお、各種研修等の最新情報については、随時「総務省-地域おこし協力隊-」Facebook ページで紹介していますので、こちらも併せてご確認ください。

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

I 地域おこし協力隊の受入れに当たっての留意点

1. 地域おこし協力隊の募集について

地方自治体が広報誌、ホームページ及び移住・交流推進機構の地域おこし協力隊ポータルサイト等で地域おこし協力隊員の募集について広報する場合は、 任用関係の有無を明確にした上で、適切な表現となるよう注意する必要があります。

例えば、任用関係がない場合には、募集要項などで、「任用根拠」「勤務時間」「勤務地」「報酬」といった、任用があるように誤解させる表現を使わず、任用関係の有無を明示する必要があります。

なお、総務省では、1自治体あたり200万円を上限として、地域おこし協力 隊員の募集等に要する経費について特別交付税による財政措置を行っています。

2. 地域おこし協力隊の任用・勤務条件について

「地域おこし協力隊推進要綱」(令和2年4月1日付総行応第69号)においては、地域おこし協力隊員の「委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない」こととしています。

また、令和2年4月1日から、特別非常勤職員の任用の適性確保等と併せ、会計年度任用職員が導入されたことに伴い、公務員として任用する場合、地域おこし協力隊員は、原則として一般職の会計年度任用職員として任用することとなります。

これらを踏まえると、各地方自治体の地域おこし協力隊の任用の形態等については、主に以下の2つになります。

- ① 会計年度任用職員
- ② 地方自治体が任用せず、委託関係を締結

地方公務員として任用する場合、どの業務にどのような任用・勤務形態の職

員を充てるかについては、基本的には各地方自治体において判断されるものです。地域おこし協力隊員の勤務条件等を定めるに当たっては、地域の実情に応じつつ、労働基準法(昭和22年法律第49号)や地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第100号)等の規定、国の非常勤職員との権衡の観点を踏まえ、適切な勤務条件等を設定いただくようお願いします。

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。)第 13 条においては、全て国民は平等に取り扱われなければならず、人種、信条、性別、社会的身分等によって差別されてはならないとされています。

これに関連して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号。以下「雇用対策法」という。)においては、事業主は、労働者の募集及び採用について、年齢にかかわりなく均等な機会を与えなければならないこととされており、期間の定めのある労働契約に関する募集及び採用に当たっては、年齢制限を設けることはできないこととされています(雇用対策法第10条)。また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)においては、事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわりなく均等な機会を与えなければならないこととされています(男女雇用機会均等法第5条)。

これらの規定自体は地方公務員については適用除外とされていますが、会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、地公法第13条の平等取扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわりなく均等な機会を与える必要があります。

なお、臨時的任用(地公法第22条の3)については、「災害その他重大な事故が発生し、その復旧に緊急の人手を要する場合」、「一時的に事務量が増大し多忙となる時期に任用する場合」、「介護休暇、産休等の職員の職務を処理する職で当該機関を限度として任用する場合」など、「非常勤務を要する職に欠員を生じた場合」に限定されるものであることから、地域おこし協力隊の制度趣旨からすると、隊員の任用形態としては想定されません。

※ 「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。)が、平成 29 年 5 月 17 日に公布されました。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要

1 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

- (1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化
- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」(臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等)として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。
- (2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法 や任期等を明確化する。

2 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規 定を整備する。

【施行期日】平成32年4月1日

【会計年度任用職員として任用する場合の留意点】

会計年度任用職員として任用する場合は、地公法上の以下の規定が適用されます。

※地域おこし協力隊に関係する主なもの

(服務に係る規定)

- ① 服務の宣誓 ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ③信用失墜行為の禁止 ④秘密を守る義務
- ⑤職務に専念する義務 ⑥政治的行為の制限
- ⑦争議行為等の禁止 ⑧営利企業への従事等の制限

(懲戒に係る規定)

懲戒処分 (戒告、減給、停職、免職)

(その他)

人事委員会への措置要求、審査請求等が認められる 等

なお、再度の任用は新たな職に改めて任用される者と整理すべきものであり、服務の宣誓は、任期ごとに行う必要があります。

<現行の規定>

(服務の宣誓)

第三十一条 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公 共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をして はならない。

(秘密を守る義務)

- 第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任 命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受

けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注 意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ 従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

- 第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。
- 2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域)外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。
 - 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
 - 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
 - 三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
 - 四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあっては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
 - 五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為
- 3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおってはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。
- 4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(争議行為等の禁止)

- 第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業 その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはな らない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若し くはあおつてはならない。
- 2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

(営利企業への従事等の制限)

- 第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)については、この限りでない。
- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めること ができる。

(懲戒)

- 第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減 給、停職又は免職の処分をすることができる。
 - 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
 - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
 - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共

団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。)その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者(以下この項において「特別職地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

- 3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となった日までの引き続く職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。
- 4 職員の懲戒の手続及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

(勤務条件に関する措置の要求)

第四十六条 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会又は公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

(審査請求)

- 第四十九条の二 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対して のみ審査請求をすることができる。
- 2 前条第一項に規定する処分を除くほか、職員に対する処分については、審査請求をすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。
- 3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第二章の規定を適用しない。

会計年度任用職員については、地公法第38条において、営利企業への従事等の制限が定められており、従事する場合は任命権者の許可が必要とされていま

すが、その許可にあたっては、公務に支障を来したりするおそれがないよう十分留意しつつ、勤務形態等を勘案して必要に応じ弾力的な運用を行うことが可能です。この点、許可権者を現場の状況を把握している所属の管理職とするなど、運用面での効率化を図っている地方自治体もあります。

会計年度任用職員として任用している隊員についても、許可権者を隊員の普段の活動に精通している担当課の管理職とすることも考えられます。兼業等を通じて、隊員が任期中から起業や就業に向けた準備をし、ひいては任期終了後に活動地域への定住・定着を図ることも重要です。

なお、パートタイムの会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外とされていますが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規則が適用となることに留意下さい。

また、勤務時間の長短にかかわらず、パートタイムの会計年度任用職員に対し、営利企業への従事等を一律に禁止することは適切ではありませんが、例えば、職務専念義務に支障を来すような長時間労働を行わないよう指導することなどは考えられます。

【特別職非常勤職員として任用している場合の留意点】

特別職非常勤職員については、主に専門的な知識経験等を必要とする職に、 自らの専門的な知識経験等に基づき非専務的に公務に参画する勤務形態が想定 されるため、会計年度任用職員と異なり、地公法の適用が除外されています。

このため、特別職非常勤職員に係る制度上の課題としては、服務の面で、守秘 義務、政治的行為の制限など公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない ことなどが挙げられています。

地域おこし協力隊員の活動は、地域住民との信頼関係があって成り立つものであり、隊員の服務規律、活動規律を十分に確保していくことが必要です。

また、改正法により、これまで通常の事務職員等であっても、「特別職」として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規程等が

課されない者が存在していたことから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化されたため、地域おこし協力隊員は、原則、一般職の「会計年度任用職員」として任用することが適当となります。

改正法における運用上の留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項については、平成30年10月18日付総務省自治行政局公務員部長通知「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について(通知)」における「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」https://www.soumu.go.jp/main_content/000579717.pdfをご参照のうえ、適切に対応願います。

【その他の場合の留意点】

地方自治体又は他の団体と地域おこし協力隊員との間に任用関係等がない形態としては、例えば、地方自治体と隊員との間で地域協力活動をする旨の委託契約を締結する場合等が想定されます。

ただし、その場合であっても、雇用契約、委託契約といった形式的な契約形式のいかんに関わらず、その活動の実態上、「労働者」であると判断されれば、労働関係法令(具体的には労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等)が適用されることに留意する必要があります。

○労働基準法

第9条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所(以下「事業」という。) に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

「労働者性」の判断については、以下の基準に照らし、勤務場所及び勤務時間 の拘束性や業務遂行上の指揮監督の有無等の諸要素を総合的に勘案して個別具 体的に判断されますが、疑義等がある場合は、労働基準監督署へ問い合わせる ことも考えられます。

【参考】労働者性の判断基準

- 1 使用従属性に関する判断基準
 - (1) 指揮監督下の労働
 - イ 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
 - ロ 業務遂行上の指揮監督の有無
 - ハ 拘束性の有無
 - 二 代替性の有無
 - (2) 報酬の労務対償性
- 2 労働者性の判断を補強する要素
 - (1) 事業者性の有無
 - イ 機械、器具の負担関係
 - ロ報酬の額
 - (2) 専属性の程度

等

(労働基準法研究会報告「労働基準法の『労働者』の判断基準について」(昭和60年))

- <労働者に当たらないとされた判例>
 - ○藤沢労基署長(大工負傷)事件(最高裁判決平成19年6月28日)

【概要】

作業場を持たずに1人で工務店の大工仕事に従事する形態で稼働していた大工が労働基準法上 の労働者に当たらないと判示されたもの。

【理由】

- 1 指揮監督下の労働について ⇒ 以下により、否定
- ① 発注者から具体的な方法や作業手順の指示を受けることなく、自分の判断で作業手順を選択できたこと
- ② 事前に発注者に連絡すれば、工期に遅れない限り、仕事を休んだり、所定の時刻より後に作業を開始したり所定の時刻前に作業を切り上げたりすることも自由であったこと
- ③ 他の工務店等の仕事をすることを禁じられていなかったこと
- 2 報酬の労務対償性について ⇒ 以下により、否定
 - ・ 完全な出来高払の方式で、報酬については発注者と協議した上で同意したら工事に従事して いたこと
- 3 事業者性 ⇒ 以下により、事業者としての性格が強い
 - ① 大工道具一式を所有し、それを持ち込んで使用していたこと
 - ② 発注者に雇用されている労働者の賃金よりも報酬が相当高額であったこと

加えて、こうした地域おこし協力隊員と地方自治体との間に任用関係がない場合等には、以下のような点について留意する必要があります。

地域協力活動のフォローについて

地域おこし協力隊員の地域での活動が円滑に行われるよう、活動報告や各種相談等をどのように行うのか、あらかじめルールを決め、場合によっては、

契約に記載することなどを検討する必要があります。

② 活動規律の確保について

地域おこし協力隊員の活動は、地域住民との信頼関係があって成り立つものであり、隊員の活動規律を十分に確保していくことが必要です。このことから、隊員の活動内容に応じて、会計年度任用職員等とのバランスを考慮し、秘密の保護等、活動規律の確保に係る規定を契約に記載することが必要です。

一方、地方自治体が関係団体と委託契約等を締結した上で、当該団体の職員等を地域おこし協力隊員に委嘱する場合には、地方自治体と隊員との間に直接的には指揮監督関係がないことや、隊員の活動内容や当該団体の公益性を踏まえ、当該団体と委託契約等を締結することが地域おこし協力隊の制度趣旨に合致していることなどを対外的に説明できるかなどについて留意する必要があります。

3. 地域おこし協力隊の服務規律、活動規律の確保について

平成28年度、地域おこし協力隊員が、乾燥大麻を所持したとして大麻取締法違反の疑いで逮捕される事案が発生しました。

地域おこし協力隊員の活動は、地域住民との信頼関係があって成り立つものであり、この信頼関係を損ねることのないよう、隊員の法令の遵守等をはじめ、服務規律、活動規律を十分に確保する必要があります。

地域おこし協力隊員を受け入れている地方自治体(受入見込みを含む。)においては、このことを認識し、隊員の服務規律、活動規律の確保に努めるよう留意することが必要です。

(参照)「地域おこし協力隊員等の服務規律、活動規律の確保について」(平成 28年 10月 20日付総行応第 314号)

<u>4.「地域おこし協力隊サポートデスク」について</u>

総務省では、地域おこし協力隊員や地方自治体職員等からの電話や電子メールによる相談に一元的に対応するため、「地域おこし協力隊サポートデスク」を 平成28年9月から開設しています。

なお、地域おこし協力隊に要する経費に対する財政措置や任用・勤務条件については、各都道府県又は総務省地域自立応援課に問い合わせてください。

- ○「地域おこし協力隊サポートデスク」の概要
 - ・事務所所在地 東京都中央区京橋1丁目1-6 越前屋ビル1階 「移住・交流情報ガーデン」内
 - ・相談専用ダイヤル

03-6225-2318 (地域おこし協力隊員の方)

03-6225-2319 (地方自治体職員の方)

受付時間:平日/11:00~19:00

十日祝/11:00~18:00

(月曜(祝日の場合翌営業日)、年末年始を除く。)

・相談専用メール

https://www.iju-join.jp/chiikiokoshi_report_cont/supportdesk/

のメール相談受付フォームにより 24 時間受付

5. 研修や交流会の機会の提供について

総務省では、地域おこし協力隊員等を対象として初任者研修会、ステップアップ研修会、起業・事業化に向けた研修会を実施しているほか、地方自治体職員向けの研修会を開催しています。

一方で、令和元年度の隊員数が 5,349 名 (特別交付税ベース)となった現状を踏まえると、ブロック単位、都道府県単位の研修等の開催による研修機会の充実が必要です。

受入自治体が実施する地域おこし協力隊を対象とする研修等に要する経費は、 特別交付税により財政措置されているほか、都道府県が実施する同様の研修等 に要する経費については、平成28年度から、普通交付税により財政措置されています。

【実施事例】

○県単位の研修の事例

<青森県>

(隊員向け研修)

・ 活動1年以下の隊員を対象とした初任者研修会、活動2~3年目の隊員を対象 とした生業づくり研修会を開催。生業づくり研修会は、隊員の任期終了後の定住 率向上を目的とし、起業や生業づくりに詳しい講師を先進地から招聘している。

(地方自治体職員向け研修)

・ 隊員を受け入れている、又は今後受入れを予定している市町村担当職員を対象 とした受入体制の整備に係る研修会を開催している。

<新潟県>

(隊員向け研修)

- ・ 地域に入る心構えや地方自治体職員・地域住民との関係づくりの方法を学ぶための「初任者研修」や地域への定住に向けた「定住サポート研修」を開催。
- ・ 市町村担当者と隊員及び他の地域の隊員同士の交流と意思の共有を目的とした 「隊員・担当者向け交流ネットワーク会議」も開催している。

(地方自治体職員向け研修)

・ 隊員の受入体制の構築促進と地方自治体における隊員受入れについてのビジョン形成の促進を目的に「市町村担当者研修」を開催。

<岐阜県>

(隊員向け研修)

・ 県内の活動事例の紹介や現地視察を行う初任者研修のほか、「特産品づくり」「空き家活用」「ビジネスプランニング」等のテーマごとのスキルアップ研修、任期終

了後を考える研修など、各段階に応じた内容の研修を複数回開催している。

・ 平成29年度は、初任者研修1回、スキルアップ研修3テーマ(各テーマ3回)、フィールドワーク研修を1回実施。なお、研修については地方自治体職員も参加可能となっている。

<中国ブロック(中国地方知事会中山間振興部会)>

(隊員及び地方自治体職員向け研修)

- ・ 中国地方5県の隊員及び自治体職員を対象とし、隊員のスキル向上や県境を越 えたネットワークづくりを目指し、基調講演や活動事例紹介、テーマ別の分科会 (ワークショップ等)を行う研修会を年1回開催している。
- ・ 令和元年度は鳥取県米子市において開催。

<愛媛県>

(隊員向け研修)

- ・ 県内の隊員及び集落支援員を対象とした「愛媛県地域おこし協力隊・集落支援員 交流研修会」を開催している。隊員及び集落支援員間で情報交換をし、ネットワー クを形成するとともに、自己の活動の意識啓発を目的としている。
- ・ 県内集落支援員を移住コンシェルジュとし、隊員に対して定期的な訪問や情報 共有を行い、地域おこし協力隊のネットワーク・サポート体制を構築。それによ り、隊員間の連携強化や不安解消を図り、定住につなげる活動も行っている。

○市町村単位の研修の事例

<下仁田町(群馬県)>

(隊員向け研修)

- ・ 町内で活動する隊員が横断的に取り組む活動に関する課題解決やスキル向上を 目的として、隊員 0B 等をアドバイザーに迎え、研修会を実施している。
- 平成29年度は、有識者による起業に関する心構え等についての講演会を実施。

<川上村(奈良県)>

(隊員向け研修)

- ・ 隊員の活動状況のフォローアップを行うとともに、任期終了後の「起業」に向けて、総務省地域力創造アドバイザーを招いたアドバイザリーを毎月1回開催。
- ・ 隊員ごとに、当月の報告、翌月のプラン、今後の活動の展望等をまとめた「月次 プラン表」を作成し、アドバイザーが確認、具体的な活動を TODO リストにまとめ ている。

6.「地域おこし協力隊OB・OGネットワークづくり推進事業」について

前述のとおり、総務省では、地域おこし協力隊員や地方自治体職員等からの 電話や電子メールによる相談に一元的に対応するため、「地域おこし協力隊サポートデスク」を平成28年9月から開設しています。

地域おこし協力隊の隊員数は、制度を創設した平成 21 年度の 89 人から、令和元年度の 5,349 人(特別交付税ベース)へと大幅に増加し、隊員数の増加とともに隊員のニーズも多様化しており、隊員一人一人に対するよりきめ細かなサポートが求められています。今後は、隊員数の増大とともに増え続ける各都道府県の隊員 OB・OGが、相互に連携しつつ、自らの経験をもとに、現役隊員に近い立場でサポートすることが有効と考えられます。

この状況を踏まえ、総務省では令和元年度から都道府県単位での隊員OB・OGネットワークづくり推進事業を実施しています。具体的にはOB・OGネットワークが、現役隊員の相談対応や各種ノウハウの提供及び研修事業の実施等を担い、現役隊員の身近かつきめ細かな相談窓口として、重層的なサポート体制の構築を目指しています。この事業は、公募により実施しており、採択団体は、総務省が契約した業者の支援を受けながらネットワークづくりを進めます。

また、令和2年度から、都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置されています。

7.「おためし地域おこし協力隊」について

委嘱時に想定していた委嘱期間よりも早く退任した隊員数(平成31年1月1日~令和12月31日)は、合計604名であり、そのうち106名が、受入地域・受入自治体・隊員の三者のミスマッチを理由に退任しています。

この状況を踏まえ、総務省では、三者のミスマッチを防ぐため、平成31年度に、地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊」を創設しました。具体的には、住民との交流を含む、2泊3日以上の地域協力活動の体験プログラムに要する経費について、この取組を実施する1自治体あたり100万円を上限として特別交付税により財政措置します。

【必要経費の例】

- 都市部における募集・PR費
- ・地域協力活動の体験プログラムに要する経費(現地までの往復に要する参加 者の旅費は除く)
- 職員旅費
- 各種コーディネートを実施する NPO 法人等に対する委託費

筝

【「おためし地域おこし協力隊」のメリット】

「おためし地域おこし協力隊」は、受入地域、受入自治体、地域おこし協力 隊希望者をはじめとする地域協力活動に興味のある方の、三者のマッチングを 図ることを目的としています。具体的には、以下のようなメリットが期待でき ます。

<受入地域>

- ・受入自治体だけでなく、受入地域の住民も一緒に希望者を受け入れること で、地域側の主体的な動きが醸成される。
- 希望者に、直接、受入地域側の想いを伝えることができる。
- 外部人材を受け入れる準備になる。

<受入自治体>

- ・新しい募集形態として、隊員のなり手の確保につながる。
- ・隊員を採用する選考過程のひとつとしても活用できる。
- ・地域おこし協力隊としての採用につながらなかった場合にも、関係人口の拡大、将来的な移住等につながる。

<地域協力活動に興味のある方>

- 事前に受入地域やその住民、地域協力活動の内容を知ることができる。
- ・受入地域や受入自治体との意思疎通が早い段階から図られることにより、スムーズに活動を開始することができる。

等

【実施イメージ】

「おためし地域おこし協力隊」の実施に際して、以下の流れが想定されます。

<実施イメージ例>

STEP1 -	→ STEP2 -	→ STEP3 -	⇒ STEP4
(事前準備)	(周知・募集)	(実施)	(フォローアップ)
○「おためし地域おこ し協力隊」の実施に 向けた受入地域や受 入自治体における各 種調整 ○受入地域や受入自		○実施期間中に、面接 等の採用・選考活動 を行うことや、選考 過程に組み込む活 用方法も可能	○実施期間中に気付いた課題等を今後の運営やサポート体制の構築に反映○実施後に、採用・選考活動を行う活用
治体において、地域 協力活動の体験プロ グラム等を作成 例:説明会、受入地域 でのワークショップ の開催 等			方法も可能

【「おためし地域おこし協力隊」の実施例】

①「おためし地域おこし協力隊」の実施期間中又は実施後に面接等の採用・選 考活動を行うパターン

<鶴岡市(山形県)>

- ・ 事前に活動地域のことを知り、地域おこし協力隊員としての仕事を体験する機会として、2泊3日の「おためし転職」を実施している。各種体験や地域住民との交流を通じて、人材と地域のマッチングを図っている。
- ・ 受入地域が体験プログラムの原案を作成している。
- ・ 2泊3日の体験プログラム実施期間中は、受入自治体や受入地域だけでなく、 地域おこし協力隊の現役隊員及び隊員0Bもスポット的に参画している。

一平成29年度実施例-

1日目	オリエンテーション、そば打ち体験、地域住民等の案内による地
	域めぐり 等
2 日目	そば畑土づくり作業、地域経営そば屋手伝い、山での山菜採り、
	山菜の調理、地区住民と隊員 OB との交流会 等
3日目	そばの加工体験、地域おこし協力隊員希望者との面談 等

(現地集合現地解散。滞在費は鶴岡市で負担し、往復の交通費は参加者負担。)

上記のような体験プログラムを通して地域おこし協力隊・受入地域に興味を持った方に対して、体験プログラム実施期間中又は実施後に、面接等の採用・選考活動を行うことが考えられます。

②採用過程の中に「おためし地域おこし協力隊」を組み込むパターン

<笠岡市、真庭市、新庄村(岡山県)等>

- ・ 採用過程を、1次試験、1.5次試験、2次試験の三段階としており、1.5次試験において、受入地域への滞在を組み込んでいる。
- ・ 1.5 次試験において一定期間地域協力活動を体験し、実際にその地域での活動 イメージを持ってもらったうえで、応募者が 2 次試験である面接に進むか決定す ることにより、更なるマッチングを図っている。

一実施例—

1次試験	書類審査等
1.5 次試験	応募者に受入地域で2泊3日滞在してもらい、地域おこし協力
	隊の会議や地域協力活動を一緒に行い、実際にその地域での活動イメージを持ってもらう。その後、応募者が2次試験に進む
	かを決定する。
2次試験	面談を行い、応募者の採用の合否を決定する

上記の取組における 1.5 次試験について「おためし地域おこし協力隊」の財政措置の対象となります。

Ⅱ チェックリスト

このチェックリストは、以下の有識者の方々からアドバイスをいただきながら作成したものです。今後、地域おこし協力隊の実態や関連制度の改正等を踏まえ、適宜、改訂を行っていく予定です。

地域おこし協力隊の受入れに当たり、地域の実情を踏まえて、ご活用ください。

【アドバイスいただいた有識者の方々】

(公社)中越防災安全推進機構センター長 阿部 巧

同 総括本部長 稲垣 文彦

明治大学農学部教授 小田切徳美

法政大学現代福祉学部教授 図司 直也

徳島大学総合科学部准教授 田口 太郎

弘前大学地域社会研究科准教授 平井 太郎

【ステージ1】地域おこし協力隊募集前

ここからのチェックリストは地域おこし協力隊の受入れに際し、事前に十分な準備をするために、ぜひ押さえておいていただきたい項目を具体的に挙げたものです。

隊員の募集を始める前に、このリストをチェックしながら、受入自治体と受入地域(受入団体を含む。以下このチェックリストにおいて同じ。)が「想い」を共有しているか、受入準備が十分に整っているかなどについて確認してください。

○隊員の受入準備に当たって

チェック欄

1	市町村長をはじめ、	行政内部で地域おこし	ル協力隊の意義や狙
---	-----------	------------	---------------

	いが十分共有できていますか?
	受入地域は地域おこし協力隊の趣旨・目的を十分理解してい
2	ますか?
	受入自治体と受入地域の連携体制は十分に協議できています
3	か?
4	受入地域の主体性や当事者意識は十分ありますか?
_	隊員の任期終了後(定住するかどうかなど)について、受入自
5	治体と受入地域とで認識を共有できていますか?

【各項目の解説】

1. 市町村長をはじめ、行政内部で地域おこし協力隊の意義や狙いが十分共有 できていますか?

隊員は行政内部でも様々な部署との連携が必要です。そのためにも行政内部で市町村長も含めて、「地域おこし協力隊とは何か」「どういう活動が想定されるか」「人員補填として捉えていないか」「部署をまたいだ活動ができないか」などについて十分説明し、共通認識を持つことが重要です。

2. 受入地域は地域おこし協力隊の趣旨・目的を十分理解していますか?

「地域おこし"協力隊"なんだからなんでもしてくれる」と受入地域は思っていませんか?ただの人員補填になっていませんか?広く受入地域の中で、地域おこし協力隊の趣旨・目的に理解があるか確認することが重要です。例えば、事前に地域づくりに関する勉強会を開くなど、受入地域の中で共通認識を持つ必要があります。

<鶴岡市(山形県)の事例>

・ 受入地域側の地域おこし協力隊制度への理解・協力を図るため、隊員の受入れを目指す地域が、先に活動を開始している他の地区や近隣市町村の隊員、受入地域の住民を講師に招いて自主的な研修会や交流を重ねている。

3. 受入自治体と受入地域の連携体制は十分に協議できていますか?

隊員は受入地域での活動が中心になりますが、受入自治体との連携も不可欠です。行政の担当者を明確にするとともに、受入自治体と受入地域、隊員の連携体制を事前に想定し、十分準備をする必要があります。このような連携や情報交換が不足している場合には様々な問題が起こることも考えられます。

4. 受入地域の主体性や当事者意識は十分ありますか?

地域おこし協力隊の取組は恒久的なものとは限りません。受入地域の主体 的な取組が前提となります。そのための受入地域の主体性や当事者意識(地 域おこしは自分たちの課題だという意識)は十分にあるでしょうか?主体性 がない場合、隊員への依存が生まれ、むしろ集落自体の力が落ちてしまうこ とも考えられます。

5. 隊員の任期終了後(定住するかどうかなど)について、受入自治体と受入地域とで認識を共有できていますか?

すべての隊員が定住を考えているわけではありませんが、定住を望むのであれば、受入地域と隊員双方に準備が必要です。特に隊員は日々の活動の中で定住に向けた準備や定住拠点の確保が必要となります。受入自治体と受入地域が十分に意思疎通できていることが重要になりますので、受入自治体と受入地域で事前に十分な想定をしてください。

【ステージ2】地域おこし協力隊募集・採用時

地域おこし協力隊の導入に当たっては、様々な個性をもった隊員と受入地域 とのマッチングが重要です。募集や採用時においても、十分に配慮する必要が あります。

ここからのチェックリストは、募集要項の作成から採用の方法まで、関係者

の中で認識を共有しているかなどについて、確認してください。

○隊員の募集に当たって

チェック欄

1	隊員の活動内容をイメージできていますか?
2	受け入れたい人材像を描けていますか?
3	受入人数など活動体制を十分に検討されていますか?
4	活動エリアの範囲は明確ですか?
5	隊員の生活設計に配慮した活動体制を検討されていますか?
6	隊員の活動に要する経費について十分に検討されています か?
7	隊員に対するサポート体制は検討されていますか?
8	隊員の住居など、生活・活動環境は十分に整っていますか?
9	隊員として採用する人材の適性を判断する方法を十分に検討 していますか?

【各項目の解説】

1. 隊員の活動内容をイメージできていますか?

隊員に期待する活動は十分にイメージできていますか?隊員は様々な経験を持っていますので、期待する役割をイメージしつつも、着任する隊員が持っているスキルや希望にもある程度沿えるかどうかが大切です。活動イメージが全くできていなくても隊員が困りますが、活動イメージにこだわりすぎても窮屈な活動になってしまいます。大きな目標を持ちつつ、柔軟性がある活動イメージを持っておくことが大切です。

2. 受け入れたい人材像を描けていますか?

隊員の活動をイメージするとともに、「どのような人材に来てもらいたいか」検討していますか?地域おこし協力隊には地域での活動に関心や意欲のある人材が応募してきますが、応募者ごとに個性や得意分野があります。受入地域でイメージした活動内容にあった人材像が描けていれば、応募者とのマッチングがうまくいく傾向があります。また、受入自治体と受入地域で、活動内容や求める人材像について共有しておくことも重要です。

3. 受入人数など活動体制を十分に検討されていますか?

受入人数が一人の場合、隊員が孤立する可能性があります。一方で、受入 人数が複数人の場合は、隊員同士の個性がぶつかる可能性がありますが、課 題を他者と共有しながら活動できます。安易に各地域に一人ずつ受け入れる 体制ではなく、どのような体制が活動しやすいか、受入れの目的に応じた活 動体制を十分に検討する必要があります。

4. 活動エリアの範囲は明確ですか?

集落、小・中学校区、「平成の合併」前の自治体区域、現在の自治体区域など、活動エリアの範囲は明確ですか?また、それは適切ですか?あえて活動エリアを明確にしない場合にも、(一定期間を経た後に活動の方向性が明確になるよう)ある程度のルールを検討する必要があります。

また、特定の集落を対象とする活動であっても、他の地域との関わりを制 約してしまうと隊員の発想や活動の幅が狭くなってしまうことも考えられ ます。

5. 隊員の生活設計に配慮した活動体制を検討されていますか?

隊員の生活設計や活動内容に配慮して活動体制を検討する必要があります。特に、隊員の定住を視野に入れる場合、任期終了後の生活を軌道に乗せるための準備も必要です。また、起業を想定している場合などは、兼業の可否や活動時間など、隊員の生活設計にも十分配慮した活動体制を検討することが重要です。

6. 隊員の活動に要する経費について十分に検討されていますか?

隊員の活動が円滑に実施されるよう、報償費等以外の活動に要する経費も 含めて予算計上を検討することが重要です。

また、予算計上がある場合でも、その活用範囲や活用方法について、行政 の事前の説明不足によるトラブルが見られます。隊員の受入時には十分な説 明をし、活動開始後にも必要に応じて相談の機会を設けることが必要です。

なお、隊員の報償費等については、活動に関する隊員のスキルや経験、地 理的条件等を考慮した上で決定する必要があります。

7. 隊員に対するサポート体制は検討されていますか?

受入自治体やそれ以外の主体による隊員へのサポート体制は検討されていますか?活動の中で隊員の活動報告を定期的に受け、疑問や問題提起に応えることは問題を未然に防ぐ上で重要です。受入直後の隊員と受入地域をつなぐ支援(受入地域のキーパーソンや人間関係の紹介など)や生活上の小さな悩みへの対応など、様々なサポートが活動の成果を高めます。受入自治体のみならず、受入地域の地域づくり団体やキーパーソンも含めた、隊員へのサポート体制を充実させる必要があります。

また、必要に応じて他の地域で活動する隊員との交流の機会も重要です。 受入地域には、こうした地域外での活動の意義についても十分に説明する必要があります。

<竹田市(大分県)の事例>

- ・ 集落支援員が、地域おこし協力隊員、受入地域、受入自治体との調整 役を担い、以下の取組を実施して、隊員をフォローアップしている。
 - ① 移住先の自治会役員(自治会長等)との顔合わせの仲介。
 - ② 自治会長等と連携して移住者へ日常生活に係る各種情報を提供。
 - ③ 移住後に孤立しないように相談相手となる。
- その他にも、担当職員が定住支援員・移住コンシェルジュと連携し、 以下の取組を実施して、隊員のサポートを行っている。

- ① 隊員との面談を年間複数回実施し、隊員のミッションと行政に求め、 られている事業内容の擦り合わせを行っている。その際に「協力隊カルテ」を作成し、情報を蓄積している。
- ② 隊員がサポートして欲しい内容や悩んでいること等、隊員の声を行 政側(担当者)にフィードバックしている。
- ③ 任期終了までのロードマップを作成し、どんな仕事を、どれくらいの量、どれくらいの時間をかけて実施するかを具体的に把握している。
- ④ 地域内の就職先のアドバイスなど、定住に向けた起業・就業のサポートをしている。

<岡山県の事例>

- ・ 受入ノウハウを蓄積し、隊員・受入自治体に対しての提言や隊員・受入自治体間をコーディネートするセクターが必要との思いから、県内の 隊員 OB が中心となり、「岡山県地域おこし協力隊ネットワーク」を設立。
- ・ 県内の隊員の相談にのるだけでなく、受入自治体を独自でまわり、担 当職員の相談にものっている。

8. 隊員の住居など、生活・活動環境は十分に整っていますか?

隊員が暮らす住居など生活するための環境は十分に整っていますか?受入れについては十分な準備と情報提供が重要です。また、受入後は地域の風習や約束事など地域での生活をスタートさせるために様々なサポートが必要です。例えば、草刈り機の使い方や冬場の雪道運転講習なども必要に応じて実施することが考えられます。

9. 隊員として採用する人材の適性を判断する方法を十分に検討していますか?

地域おこし協力隊の活動は隊員自身のスキルや人柄、コミュニケーション能力に大きく左右されます。しかし、こうした技術は履歴書などの応募書類からはなかなか判断が難しい面があります。隊員と受入地域の関係が悪化した場合などには、受入地域との信頼関係を損ねることとなり、今後の展開に大きな障壁となることが考えられます。面接の方法を工夫するなど、書面で

は見えない人間性を見極める方法を検討する必要があります。

○隊員の着任に当たって

チェック欄

1	行政の仕組みや予算について、十分に説明機会を作っていま すか?
2	着任した隊員の経歴や希望と活動ニーズとの調整は行っていますか?
3	受入自治体をはじめとした関係主体と隊員との定期的な情報 交換の仕組みは作られていますか?

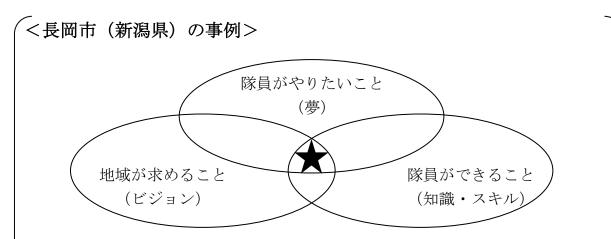
【各項目の解説】

1. 行政の仕組みや予算について、十分に説明機会を作っていますか?

多くの隊員は行政経験がありません。そのため、行政の意思決定の仕組みや予算立案・執行のスケジュール感覚などについて理解していないことが多くあります。十分に説明がないままに活動を始めてしまうと、様々な軋轢を誘発する可能性があります。隊員が"行政との仕事の仕方"のスキルを身につけられるように行政の仕組みを丁寧に、繰り返し説明してください。

2. 着任した隊員の経歴や希望と活動ニーズとの調整は行っていますか?

応募してくる隊員候補者は当然、募集要項に書かれた活動をイメージして 応募してきますが、実際に活動を開始してみると、自身が持っていたイメー ジと違う場合や、地域とのコミュニケーションの中で活動をイメージする場 合があります。特に活動初期の段階では受入地域と隊員の間に行政の担当者 も入り、隊員の活動方針や活動内容について、十分に協議することが必要で す。



- ・ 3つが重なる部分を、隊員・受入地域・市の三者で徹底的に話し合い、 活動内容についても随時確認・修正しながら事業を推進している。また、 隊員の想いやチャレンジを地域住民と市が一緒になってサポートして いる。
- 3. 受入自治体をはじめとした関係主体と隊員との定期的な情報交換の仕組みは作られていますか?

隊員は活動の中で様々な悩みを抱えています。このような悩みを共有する場がなく、隊員個人の中で抱えてしまうケースもあります。地域おこし協力隊員という立場であるがゆえに抱える悩みもあります。様々なコミュニケーションの場を設定し、様々な想いを受け止める場づくりを検討してください。

【ステージ3】地域おこし協力隊活動開始~任期中

地域おこし協力隊の取組は、隊員の任期中に、隊員それぞれの特徴や地域の状況に応じて柔軟に運用する必要があります。

ここからのチェックリストは受入自治体・受入地域・隊員といった3者の立場から改めて確認できるようにチェック欄を3つ用意しています。他の立場からの見え方を含めて活用してください。

○関係者間の認識の共有について

チェック欄

	自治体	地域	隊員	
				市町村長をはじめ、行政内部で改めて地域おこし
1				協力隊の意義や狙い、活動内容などが十分共有で
				きていますか?
				受入地域による地域おこし協力隊の趣旨・目的へ
2				の理解は十分進みましたか?
3				受入地域の主体性や当事者意識は醸成されていま
3				すか?
4				受入自治体と受入地域のコミュニケーションは十
4				分にとれていますか?
5				受入地域と隊員の連携状況について、把握やフォ
				ローなどはされていますか?

【各項目の解説】

1. 市町村長をはじめ、行政内部で改めて地域おこし協力隊の意義や狙い、活動 内容などが十分共有できていますか?

地域おこし協力隊の取組は担当課だけではなく部署横断的な対応が必要となります。また、担当者の人事異動などもあります。地域おこし協力隊の意義や狙い、活動内容などを行政内部でも十分に共有しておくことが重要です。例えば、担当者間のみではなく、幹部職員間の会議などでも共有しておくことが考えられます。

2. 受入地域による地域おこし協力隊の趣旨・目的への理解は十分進みましたか?

「地域おこし"協力隊"なんだからなんでもしてくれる」と受入地域は思っていませんか?ただの人員補填になっていませんか?広く受入地域の中で、地域おこし協力隊の趣旨・目的に理解があるか確認することが重要です。この確認は受入後も繰り返し行う必要があります。十分に理解されていない場合、例えば、担当課による事業の説明会を実施することも効果的です。

3. 受入地域の主体性や当事者意識は醸成されていますか?

隊員を受け入れたあとも、活動を隊員に任せきりにせず、受入地域が主体性を持って活動できていますか?受入前と同様に、受入後も地域の主体性が 醸成されるよう積極的に働きかけを行うことが重要です。

4. 受入自治体と受入地域のコミュニケーションは十分にとれていますか?

受入自治体と受入地域の間で十分にコミュニケーションをとることにより、隊員の活動に関する様々な問題を未然に防ぐことができます。些細な問題であっても、隊員と受入地域の閉じた関係の中で次第に大きな問題となることも考えられます。気づいた時には手遅れとならないよう、日頃から受入地域の方々と密にコミュニケーションをとることが重要です。

5. 受入地域と隊員の連携状況について、把握やフォローなどはされていますか?

外部人材を導入した経験のない地域では、隊員を十分に生かしきれていないことも考えられます。受入地域の中で隊員がどのような役割を果たしているか、受入自治体がしっかり把握しておくことが必要です。もし、受入地域と隊員との間に問題が生じてしまったときなどは、まずは問題に至るプロセスを関係者間で共有しながら整理することが重要です。

〇隊員の活動について

	チェック欄			
	自治体	地域	隊員	
1				隊員は孤立していませんか?
2				隊員の活動内容を具体的に把握できています か?
3				隊員の活動内容は、当初の想定とうまく関連づい ていますか?
4				受け入れた隊員は、当初想定していた人材像とう まく適合していますか?

_		隊員の活動内容や方向性に合わせた活動エリア
5		を設定できていますか?

【各項目の解説】

1. 隊員は孤立していませんか?

地域おこし協力隊の活動は、隊員が独力で切り拓く面がありますが、隊員任せにしないことが重要です。隊員の活動は、集落支援員などの他の外部人材や地域づくり団体などの既に地域で活動を展開している組織・団体と連携を図りながら、ネットワークを広げていくことで、新たな展開を見せる可能性があります。もし、活動エリアにそうした連携する相手が見当たらないような場合には、隊員を複数人受け入れるなど、仲間とともに活動できる環境を整えていくことも考えられます。隊員の個性や受入地域との関係性が活きるように受入体制や受入人数の見直しを柔軟に図ることが必要です。

2. 隊員の活動内容を具体的に把握できていますか?

地域おこし協力隊の重要な目的の一つは「地域おこし」です。活動が地域おこしにつながっているか定期的に活動内容を把握する必要があります。活動が地域おこしにつながっているかを判断する上では、活動の関係者からも幅広く意見を聞くことが重要です。

また、地域協力活動への取組が十分でないうちに、任期後の起業に向けて ひたすら邁進するような活動になっていませんか。着任当初から起業を強く 意識しすぎた場合、受入地域との関係が構築できなかったり、「地域おこし」 につながらなかったりする可能性もあるため、注意が必要です。

3. 隊員の活動内容は、当初の想定とうまく関連づいていますか?

募集時に想定した隊員の活動イメージと実際の活動が一致しないことも 想定されます。その場合、隊員の活動を当初の想定通りに修正したり、より 想定に合う隊員を募集・導入したりするのではなく、隊員の活動が加わった ことで受入地域の方向性がどう変化するかを、受入自治体・受入地域・隊員 でしっかり議論し、方向性を練り直すことも考えられます。

4. 受け入れた隊員は、当初想定していた人材像とうまく適合していますか?

受け入れた隊員が当初想定していた人材像とうまく一致している場合は問題ありませんが、一致していない場合は隊員の力が十分に発揮できるように周囲が丁寧にフォローを加えていく姿勢が重要です。特に若い隊員の場合、活動を通じて大きく成長することが多くあります。隊員が未熟だと拙速に評価せず、隊員の成長を促してください。

5. 隊員の活動内容や方向性に合わせた活動エリアを設定できていますか?

隊員の活動エリアには、集落、小・中学校区、「平成の合併」前の自治体区域、現在の自治体区域など、さまざまな範囲が考えられます。特定の集落を対象とする活動であっても、他の地域との関わりを制約してしまうと隊員の発想や活動の幅が狭くなってしまうことも考えられます。活動エリアの範囲についても、当初の計画に過度にこだわらず、実際の活動内容や将来的な活動の方向性に則して柔軟に設定を変えていくことも必要です。

○隊員の活動サポートについて

	チェック欄			
	自治体	地域	隊員	
1				活動開始時のガイダンスは実施しましたか?
2				研修や交流の機会は確保できていますか?
3				隊員が活動や日常生活について相談できる体制は
3				整っていますか?
				隊員の活動に要する経費などは十分確保されてい
4				ますか?
F				隊員は、受入地域から日常生活のサポートを十分
5				得られていますか?

【各項目の解説】

1. 活動開始時のガイダンスは実施しましたか?

多くの隊員は行政と関わった経験が少なく、行政特有の予算立案・執行のスケジュール感覚がありません。また、行政職員等として求められる服務規律・活動規律や事務手続きをすぐに理解できるわけでもありません。そのため、隊員には、ひときわ丁寧なレクチャーが求められます。任用形態の確認や待遇の詳細、活動に要する経費の説明も必要です。「理解できるのが当然。わからなければ自分から聞け」とばかり考えず、行政職員等に行うのと同等のガイダンスや研修を実施する必要があります。

2. 研修や交流の機会は確保できていますか?

地域おこしの活動は非常に難しいものです。研修や視察による知見の獲得は重要です。知見を広げることで、目の前の課題解決だけでなく、新たな課題の発見や軌道修正などにもつながっていきます。また、隊員や集落支援員など似たような立場の者同士で悩みや知見を共有する交流の場も大切です。特に受入自治体内で複数の隊員・集落支援員がいる場合には、相互の交流を積極的に促してください。

3. 隊員が活動や日常生活について相談できる体制は整っていますか?

隊員は受入地域において、多くの場合、単身で活動しているため、その過程で悩みも多く抱えるようになります。そのためにも、隊員が抱える悩みについて気軽に相談できるような場が必要です。行政の担当者などが、日常的な交流の中から悩みを見出し、早期の解決につなげるような体制づくりも重要です。

4. 隊員の活動に要する経費などは十分確保されていますか?

隊員の活動が円滑に実施されるよう、報償費等以外の活動に要する経費についても確保しておくことが必要です。

予算計上がある場合でも、その活用範囲や活用方法について、行政の事前 の説明不足によるトラブルが見られます。また、予算の内訳について、隊員 の認識が不十分なケースもあります。経費面についても、隊員に対して丁寧 に説明してください。

5. 隊員は、受入地域から日常生活のサポートを十分得られていますか?

隊員は新天地で慣れない暮らしを送ろうとしています。そのような日常生活を地域全体でサポートしていく仕組みが求められています。例えば、地域のしきたりや文化など、都市地域から来た隊員には、地域での"当たり前"が驚きをもって受け止められていることも多くあります。受入地域の側に、隊員=都市地域から来る人材、という認識を持ってもらい、隊員が日々の生活において相談しやすい体制を用意することが重要です。

○隊員の将来的な展望について

	チェック欄			
	自治体	地域	隊員	
1				隊員の任期終了後の地域支援の方策について、受
				入地域とともに検討していますか?
2				隊員の定住意向(就業・就農・起業等)が実現でき
				るような活動体制になっていますか?

【各項目の解説】

1. 隊員の任期終了後の地域支援の方策について、受入地域とともに検討していますか?

隊員の任期が終了しても地域おこしの活動は続きます。隊員の後任を新たに受け入れるのか、地域の力で自律的に活動を続けていくのかなど、受入自治体と受入地域、隊員とが任期終了前に議論しておくことが重要です。隊員の後任を受け入れる際には、受入地域の状況に合う人材像を改めてイメージしておく作業が求められます。また、隊員に期待する活動についても改めて検討する必要があります。

2. 隊員の定住意向(就業・就農・起業等)が実現できるような活動体制になっていますか?

隊員が任期終了後に定住したいか、就業・就農・起業等の意向を抱いているかについて、定期的かつ具体的に確認することが重要です。そのような意向がある場合には、実現に向けて活動体制や兼業の取扱いについて検討することが必要です。定住意向(就業・就農・起業等)を実現するためには、一定の資金の確保や試行錯誤する経験も必要であるため、任期中に副業にチャレンジできるような任用形態への変更も考えられます。

Ⅲ よくある質問 (FAQ)

- 問1 初めて地域おこし協力隊の受入れを検討しています。地域おこし協力隊の制度概要を教えてください。
 - 答1 地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域等(◎)に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方自治体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、隊員は一定期間(概ね1年以上3年以下の期間)その地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度です。

総務省では、地域おこし協力隊に取り組む地方自治体に対して、概ね以下 に掲げる経費について特別交付税による財政措置を行っています。

- ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費:隊員1人あたり440万円上限
 - ·報償費等 240 万円 [※]
 - ・その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整など に要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200 万円
 - ※ 地域協力活動に不可欠であり専門性の高いスキルや経験を有する 隊員又は辺地等の著しく交通条件等の悪い不便な地域における地域 協力活動に従事する隊員については、報償費等について 290 万円を 上限とする。この場合においても、地域おこし協力隊員1人あたり 440 万円を上限とする。
- ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費:最終年次又は 任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上 限
- ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費:1自治体あたり200 万円上限

③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費:1自治体あたり 100万円上限(平成31年度から)

また、都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費及び都道府県が実施する地域おこし協力隊員 OB・OG を活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税による財政措置も行っています。

◎地域おこし協力隊の地域要件

地域おこし協力隊は地方自治体が自主的・主体的に取り組むものですが、 特別交付税による財政措置の対象については、地域おこし協力隊推進要綱に おいて「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、 離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者」という一定の地域要件が 設けられています。

詳しくは、総務省ホームページに掲載されている「地域おこし協力隊員の地域要件について」及び「特別交付税措置に係る地域要件確認表」を参照してください。

- ●地域おこし協力隊員の地域要件について http://www.soumu.go.jp/main_content/000335888.pdf
- ●特別交付税措置に係る地域要件確認表 http://www.soumu.go.jp/main_content/000483768.pdf

なお、例外として、地域おこし協力隊員であった者(同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内)が他の地域(3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域)の隊員となる場合には、財政措置の対象として扱うこととなります。また、平成31年度からは、語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)を終了した者(JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつ JET プログラムを終了した日から1年以内)についても、同様の地域要件の特例を適用します。

さらに、平成31年度から、「3大都市圏内の都市地域」に区分される市町村のうち、平成17年から平成27年の人口減少率が11パーセント以上である

市町村については、「3大都市圏外の都市地域」として扱い、新たに財政措置の対象とすることとしています。

(参照)「地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件の取扱いについて」(平成30年12月26日事務連絡)

同一市町村内において住民票を移動させた者など、地域要件を満たさない場合には特別交付税措置の対象とはなりません。

- 問2 初めて隊員の募集を行います。募集に際して気をつけたほうが良い点があれば教えてください。
 - 答2 地域おこし協力隊の募集・採用に当たっては、まずは受入地域において 隊員の活動内容、受け入れたい人材像、受入人数、活動体制などを十分検討す る必要があります(チェックリスト「隊員の受入準備に当たって」参照)。そ の上で、地域での活動に関心や意欲のある人材に効果的に募集情報を発信す ることが重要です。

例えば、

- ① (一社) 移住・交流推進機構 (JOIN) の地域おこし協力隊ポータルサイト に募集情報を掲載する。
- ②JOIN の地域おこし協力隊ポータルサイト内の「隊員希望者登録システム」 を活用し、条件に合う隊員希望者に直接連絡をする。
- ③東京・大阪・名古屋など主要都市において募集説明会を開催する。
 - ※募集説明会は県単位・エリア単位で複数自治体による合同募集説明会として開催することも効果的と考えられます。また、東京で募集説明会を行う場合には、「移住・交流情報ガーデン」を無料で利用することもできます。
- ④毎年都内で開催される「JOIN 地域おこし協力隊合同募集説明会」にブースを出展し、隊員希望者に直接 PR する。
- ⑤毎年4回程度都内で開催される「JICA ボランティア自治体/団体向け帰国報告・交流会」(独立行政法人国際協力機構(JICA) 主催) に参加する。
 - ●JICA ボランティア自治体/団体向け帰国報告・交流会

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/training/i

ndex. html

- ⑥毎年1月~4月の間に主に大阪及び首都圏で開催される企業合同説明会「JET プログラムキャリアフェア」(一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) 主催) に参加する。
 - ※CLAIR 主催のものは上記のエリアで開催されますが、CLAIR では、地方でも地域の企業をはじめ、JET 参加者、留学生等のためにキャリア支援イベントを開催できるよう、地方自治体の支援を行っています。
 - JET プログラムキャリアフェア

http://jetprogramme.org/ja/careerfair/

などの情報発信方法があります。

なお、総務省では1自治体あたり 200 万円を上限として、地域おこし協力 隊員の募集等に要する経費についても特別交付税による財政措置を行ってお り、都市部における募集に係る経費(出展費用等)や職員旅費、現地説明会の 開催に係る経費等が財政措置の対象となっています。

また、総務省では、平成31年度から、受入地域・受入自治体・隊員の三者のミスマッチを防ぐため、地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る「おためし地域おこし協力隊」を創設します。1自治体あたり100万円を上限として、「おためし地域おこし協力隊」に要する経費についても特別交付税による財政措置を行いますので、こちらもご活用ください。

- 問3 募集を行ったところ、外国籍の方や現在外国に住んでいる方からの応募がありました。この場合、地域おこし協力隊として財政措置の対象となりますか。
 - 答3 外国籍の方も地域おこし協力隊員となることは可能です。外国籍の場合であっても、住民票の現住所と前住所により「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者」であることが確認できれば、財政措置の対象となります。

外国に住んでいる方については、住民票を取得した後「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、

住民票を移動させた者」であることが確認できれば、財政措置の対象となります。

- 問4 地域おこし協力隊が円滑に活動するためには、しっかりとした受入・サポート体制を構築することが重要と聞きました。具体的にはどのような観点で受入・サポート体制を検討したら良いでしょうか。
 - 答4 地域おこし協力隊が円滑に活動するためには、受入・サポート体制の構築が重要となります。ぜひ、この手引きに掲載している「チェックリスト」を活用し、自らの地域の受入・サポート体制について点検してください。

また、総務省では、平成 27 年度及び平成 28 年度に「地域おこし協力隊受入態勢・サポート態勢モデル事業」として、地域おこし協力隊員が地域で効果的な活動が行えるよう、地方自治体が地域住民(世話役)、地域の NPO 法人や隊員 OB・OG 等と連携して、隊員の受入態勢や隊員へのサポート態勢の構築を行う地方自治体を支援するモデル調査研究事業を実施し、モデル事業により得られた成果について報告書としてとりまとめたところです。これらの報告書は総務省ホームページに掲載しています。この報告書や他の地方自治体の取組も参考にしながら、受入・サポート体制の構築に努めてください。

- ●平成27年度地域おこし協力隊受入態勢・サポート態勢モデル事業報告書 http://www.soumu.go.jp/main_content/000414635.pdf
- ●平成28年度地域おこし協力隊受入態勢・サポート態勢モデル事業報告書 http://www.soumu.go.jp/main_content/000479765.pdf
- 問5 近隣の地方自治体でも地域おこし協力隊が活動しています。協力隊担当者 同士でも情報交換がしたいので、都道府県別の受入自治体を教えてください。
 - 答5 令和元年度特別交付税ベースの都道府県別の受入自治体一覧は総務省ホームページを参照してください。近隣の地方自治体を確認いただき、隊員同士又は自治体職員同士での情報交換等を積極的に行ってください。

また、総務省主催による自治体職員向け研修(ブロック推進会議)を例年5月~7月頃に全国10ブロックで開催しています。既に隊員を受け入れている

地方自治体はもちろん、受入れを検討している自治体職員の方も必ず参加するようにしてください。

●令和元年度設置状況

https://www.soumu.go.jp/main_content/000689419.pdf

- 問6 地域おこし協力隊員に対する研修の実施を検討しています。総務省でも隊員向けの研修を行っていると聞きましたが、具体的な研修の内容、実施時期を教えてください。また、地方自治体が行っている研修はどのようなものがありますか。
 - 答6 総務省が主催する隊員向けの研修会の内容、申込み方法等については、 随時、各都道府県地域おこし協力隊担当課を通じて受入自治体にお知らせし ます。このほか、都道府県単位、ブロック単位、個別の市町村単位等でも初任 者研修、スキルアップ研修、任期終了後に向けた研修など、様々な内容の研修 が実施されています。地域によっては、冬場の雪道運転講習など地域の実情 に応じた研修を実施している例もあります。
- 問7 地域おこし協力隊に要する経費の特別交付税措置について、具体的にどのような経費が対象となるのか教えてください。
 - 答7 地域おこし協力隊推進要綱の別紙により財政措置の対象経費が例示されています。総務省では、各地方自治体の取組実績を事後的に調査の上、特別交付税の対象経費を算定しており、事前の申請・確認等の特段の行為を要するものではありません。

個別具体のケースについて対象の可否の判断に迷う場合には、まずは各受入自治体において地域おこし協力隊担当課のほか財政担当課も含めて検討を行い、その検討結果及び見解を付した上で、各都道府県又は総務省地域自立 応援課に問い合わせてください。

【必要経費の例】

- ①地域おこし協力隊員の活動に要する経費
 - •報償費等

- 住居、活動用車両の借上費
- 活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- 関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・隊員の研修受講に要する経費
- ・各種コーディネートを実施する NPO 法人等に対する委託費(隊員の生活 費等は対象外)
- ・地域住民との交流や地域おこしに資する取組に要する経費
- ・隊員の活動拠点整備(空き店舗改修など)に要する経費
- ・隊員の定住環境整備(空き家改修など)に要する経費
- ・定住に向けて必要となる研修・資格取得に要する経費(例:受講料、旅費、教材費等)
- ・定住に向けて必要となる活動に関する需用費(例:試作品の原材料費、 消耗品費等)
- ②地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費
 - ・設備費、備品費、十地・建物賃借費
 - ・法人登記に要する経費
 - ・知的財産登録に要する経費
 - マーケティングに要する経費
 - ・技術指導受入れに要する経費
- ③-1地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
 - ・都市部における募集・PR費
 - ・現地説明会や試験的な地域おこし活動に要する経費(現地までの往復に 要する参加者の旅費は除く)
 - 職員旅費
 - 各種コーディネートを実施する NPO 法人等に対する委託費
- ③-2「おためし地域おこし協力隊」に要する経費
 - ・都市部における募集・PR費
 - ・地域協力活動の体験プログラムに要する経費(現地までの往復に要する参加者の旅費は除く)
 - 職員旅費
 - 各種コーディネートを実施する NPO 法人等に対する委託費

問8 報償費の額の設定について考え方を教えてください。

答8 地域協力活動に不可欠であり専門性の高いスキルや経験を有する隊員又は辺地等の著しく交通条件等の悪い不便な地域における地域協力活動に従事する隊員については、報償費等について 290 万円を上限として支給することが可能です。

この場合においても、地域おこし協力隊員1人あたりの財政措置の上限額は440万円となります。例えば、報償費等を290万円とする場合は、その他の活動経費は150万円が上限となります。

なお、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、 期末手当等が支給されることを踏まえ、令和2年度から地域おこし協力隊員の 活動に要する経費にかかる特別交付税措置の上限額を引き上げているところ ですので、詳細については以下の事務連絡を参照願います。

(参照) 「地域おこし協力隊の推進に向けた地方財政措置について」(令和2年2月4日付事務連絡)

- 問9 任期終了後に起業を目指している隊員がいます。起業・事業承継に要する 経費の財政措置のほか、どのような支援制度がありますか。
 - 答9 平成26年度から、地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年 以内又は任期終了の日から1年以内に地域おこし協力隊員としての活動地と 同一市町村内で起業する者の起業に要する経費について、100万円を上限に特 別交付税による財政措置を講じています。さらに、平成30年度からは、地域 おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内又は任期終了の日から 1年以内に地域おこし協力隊員としての活動地と同一市町村内で事業を引き 継ぐ者の事業承継に要する経費についても、同様の財政措置を講じています。

また、平成28年度からはふるさと納税の仕組みを活用して地域おこし協力 隊員の起業を応援する「地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携 事業」にも取り組んでいます。 ●地域おこし協力隊・クラウドファンディングポータルサイト https://www.iju-join.jp/chiikiokoshi/projects/index/

さらに、平成27年度には「地域おこし協力隊ビジネススタートアップモデ ル事業」、平成28年度からは「地域おこし協力隊ビジネスアワード事業」、 令和元年度からは「地域おこし協力隊ビジネスサポート事業」として、それ ぞれ商工団体や大学等との連携による隊員の起業支援に取り組む地方自治体 を支援するモデル調査研究事業を実施し、モデル事業により得られた成果に ついて報告書として取りまとめたところです。これらの報告書は総務省ホー ムページに掲載していますので参考としてください。●平成27年度地域お こし協力隊ビジネススタートアップモデル事業報告書 http://www.soumu.go.jp/main content/000414634.pdf

- ●平成28年度地域おこし協力隊ビジネスアワード事業報告書 http://www.soumu.go.jp/main_content/000479762.pdf
- ●平成29年度地域おこし協力隊ビジネスアワード事業活動報告会 https://www.soumu.go.jp/main_content/000618011.pdf
- ●平成30年度地域おこし協力隊ビジネスアワード事業活動報告会 https://www.soumu.go.jp/main_content/000614398.pdf
- ●令和元年度地域おこし協力隊ビジネスサポート事業活動報告 https://www.soumu.go.jp/main_content/000689411.pdf

これらのほか、都道府県が実施する各種の起業支援や地域の金融機関から の融資なども活用できる場合がありますので参考としてください。

●日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業資金 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyou_m.html

平成31年度からは、地域おこし協力隊の任期を終了し、地域おこし協力隊 として活動した地域において新規開業しようとする者又は新規開業した者が 必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)及び運転資金について、日本 政策金融公庫国民生活事業の新規開業資金等の融資制度における貸付利率の 引下げ(基準利率より0.4%引下げ)を新たに実施します。

●「よろず支援拠点」一覧

http://www.smrj.go.jp/yorozu/087939.html

起業に関する相談や経営上の悩みの相談については、ワンストップ経営相談窓口として国が全国 47 都道府県に設置している「よろず支援拠点」を活用することができます。任期中、起業後、何度相談しても無料です。

●未来の企業応援サイト「ミラサポ」

http://www.mirasapo.jp/

中小事業者の未来をサポートするサイトとして国が「ミラサポ」という支援サイトを用意しています。情報収集・疑問解決の手段として手軽に活用することができます。

●事業引継ぎ支援センター

https://shoukei.smrj.go.jp/

事業承継に関する様々な悩みの相談については、公的な相談窓口として国が全国 47 都道府県に設置している「事業引継ぎ支援センター」を活用することができます。また、一部の事業承継引継ぎ支援センターでは、後継者不在の小規模事業者と創業を志す個人起業家をマッチングする「後継者人材バンク事業」が行われています。

●地方創生起業支援事業

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/kigyou_shienkin.html

都道府県が、地域の課題解決に資する社会的事業を新たに起業する方を対象に、起業のための伴走支援と事業費への助成(最大 200 万円)を通して、

効果的な起業を促進し、地域課題の解決を通して地方創生を実現することを 目的とした事業です。

なお、事業分野としては、子育て支援や地域産品を活用する飲食店、買い物弱者支援、まちづくり推進など地域の課題に応じた幅広いものが想定されます。

都道府県が選定する執行団体が、計画の審査や事業立ち上げに向けた伴走 支援を行うとともに、起業に必要な経費の2分の1に相当する額を交付しま す。

- 問 10 地域おこし協力隊の定住に向けた支援として、起業・事業承継に要する経費に係る特別交付税措置の他に、どのような支援措置がありますか。
 - 答 10 「地域おこし協力隊員の活動に要する経費」において、必要経費の例として、「定住に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費」や「定住に向けて必要となる環境整備に要する経費」等が財政措置されています。定住の準備に向けて、当該措置を活用することができます。

また、総務省では、地方自治体が実施する移住体験、移住者に対する就職・ 住居支援等の移住・定住対策について、特別交付税措置を行っています。対象 経費の例としては、「移住希望者等に対する情報発信に要する経費」や「移住 体験の実施や受入地域における移住者の受入環境の整備に要する経費」等が あります。当該措置の活用もご検討ください。

- (参照)「地方自治体が実施する移住・定住対策の推進について(通知)」(平成 27 年 12 月 14 日付総行応第 379 号)
- 問 11 「おためし地域おこし協力隊」について、「2 泊 3 日以上の地域協力活動の体験プログラム」は、どのエリアで実施すれば財政措置の対象となりますか。
 - 答 11 実施エリアについては、受入地域、受入自治体、地域協力活動に興味のある方の三者のマッチングを図る趣旨から、自らが隊員の受入れを行う地方自治体内で実施された場合に財政措置の対象とします。したがって、市町村で委嘱する隊員を募集する場合は、同一市町村内、都道府県で委嘱する隊員を募集する場合は、同一都道府県内となります。

- 問 12 活動中の隊員から妊娠したとの申し出がありました。育児などに配慮した いと思うのですが取扱いについてどのようにすれば良いでしょうか。
 - 答 12 平成 29 年4月1日から、地域おこし協力隊員が産前産後又は育児のために地域協力活動を中断する期間(以下「育児等に係る活動中断期間」という。)が生じた場合(すでに育児等に係る活動中断期間が生じている場合を含む。)、育児等に係る活動中断期間を除いた1年以上3年以下の期間を財政措置の対象となる期間とすることとしています。財政措置の対象となる期間から除く育児等に係る活動中断期間は、最長1年間です。

受入自治体においては、隊員と十分相談の上で、活動中の出産、育児への対応を決定する必要があります。

- (参照)「地域おこし協力隊員の育児等に係る活動中断期間の財政措置について」(平成29年3月24日事務連絡)
- 問 13 平成 28 年 9 月から、隊員や自治体職員からの相談に対応する「地域おこし協力隊サポートデスク」が開設されていると聞きました。どのような体制で相談にのってもらえるのか概要を教えてください。
 - 答 13 総務省では、地域おこし協力隊の活動、受入体制の整備等に関する地域おこし協力隊員や受入自治体の担当者からの電話や電子メールによる相談に一元的に対応するため、平成 28 年 9 月に「地域おこし協力隊サポートデスク」を開設しました。

隊員や受入自治体の担当者の方からの一般的な問い合わせ等に対応する相談員が「移住・交流情報ガーデン」に常駐しているほか、地域おこし協力隊経験者である専門相談員も配置し、自らの経験や知見を基に隊員からの専門的な相談にも対応しています。

また、女性隊員の皆さんから出産、育児等、個人的な相談も多く寄せられていることを踏まえ、平成29年1月からは新たに女性の相談員として、隊員0Gを追加配置しています。

●「地域おこし協力隊サポートデスク」ホームページ

問14 地域おこし協力隊に関する最新情報は、どちらで確認できますか。

答 14 総務省では、地域おこし協力隊の方やこれからなりたいと考えている方、 受入自治体の方などの役に立つ情報を発信するため、平成 28 年 10 月に「総 務省-地域おこし協力隊-| Facebook ページを開設しました。

総務省が主催する地域おこし協力隊に関する各種イベントや研修等の情報を随時発信するとともに、各地の隊員や隊員 0B・0G の方々の活動の様子も紹介しています。

- ●「総務省-地域おこし協力隊-」Facebook ページ https://www.facebook.com/chiikiokoshikyouryokutai/
- 問 15 地域おこし協力隊推進要綱第3(2)の「地域力の維持・強化に直接資する活動」「公益性を有する活動」とは言えない活動とはどのような活動でしょうか。
 - 答 15 「地域力の維持・強化に直接資する活動」とは言えない活動としては、 例えば、
 - ① 秘書、人事・給与、会計、庶務等の自治体・法人等の内部管理業務が主たる活動となるもの
 - ② 研修機関における研修の受講等が主たる活動となるもの
 - ③ 法令上定数が定まっている事業(保育所、介護施設、学校等)において定数の範囲内で人員を配置するものがあります。

「公益性を有する活動」とは言えない活動としては、例えば、株式会社等の収益を伴う事業に従事する活動(ただし、地域住民と連携・協力して取り組む地域の課題解決に資する事業として、地域の理解を得た上で、地方自治体が認めた事業に従事する場合を除く。)があります。

地域協力活動については、地方自治体において、地域の理解を得た上で、

隊員との間でその業務の範囲を適切に定める必要があります。

- 問 16 地域おこし協力隊に兼業・副業の人材を任用又は委託する場合、どのような点に留意すべきか。
 - 答 16 兼業・副業として地域おこし協力隊の業務に従事する場合、地域おこし協力隊の業務の範囲・経理、地域おこし協力隊以外の業務の範囲・経理を明確に区別し、隊員としての活動実績を適正に把握・管理する必要があります。

この場合、地域おこし協力隊以外の業務については、地域おこし協力隊としての報償費等を支出することはできません。

また、隊員に対する公費による報償費等の額は、業務内容、就業実態等を踏まえた上で適正な範囲とする必要があります。

- 問 17 当該市町村に居住実態が伴わない者を地域おこし協力隊として任用又は 委託することは可能か。
 - 答 17 住所については、民法において「各人の生活の本拠をその者の住所とする」、地方自治法において「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」とされています。

また、住所の認定については、「客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定する」とされています。

当該市町村に生活の本拠を有しないと認められる者は、客観的居住の事実がなく、当該市町村に住所を有さないこととなり、地域おこし協力隊の要件を満たさないため、地域おこし協力隊として任用又は委託することはできません。

自治体は、地域おこし協力隊の居住実態を適切に把握するとともに、地域おこし協力隊の「地域で生活し各種の地域協力活動に従事する」という制度の趣旨に沿った運用となるよう十分留意する必要があります。

- 問 18 地域おこし協力隊を、秘書、人事・給与、会計、庶務等の地方自治体・法人等の内部管理業務に従事させることはできますか。
 - 答 18 秘書、人事・給与、会計、庶務等の地方自治体・法人等の内部管理業務が主たる活動となる場合、当該活動は地域力の維持・強化に直接資する活動とは言えないことから、原則として、地域おこし協力隊の報償費等の対象となる地域協力活動には当たらず、地域おこし協力隊を当該業務に従事させることはできません。
 - 一方、通常の地域協力活動に附随して内部管理業務の一部に従事する場合 については、当該業務を地域協力活動に含まれるものとして報償費等を支 給することは差し支えありません。
- 問 19 地域おこし協力隊について、株式会社、一般財団法人等の法人に雇用をさせるとともに、当該法人の業務に従事させることはできますか。
 - 答 19 株式会社、一般財団法人等の法人の業務に従事する場合の当該業務に伴う報償費等は、原則として、当該法人が負担すべきものになります。

ただし、地域住民と連携・協力して取り組む地域の課題解決に資する事業として地方自治体が認める事業に従事する場合については、地域の理解を得た上で、当該業務に従事することを地域協力活動に位置づけて、地域おこし協力隊制度を用いることは妨げられません。

この場合、企業間の公平性に十分配慮する必要があります。

また、地域おこし協力隊の業務の範囲・経理、地域おこし協力隊以外の業務の範囲・経理を明確に区別し、区分毎の活動実績を適正に把握・管理する必要があります。

加えて、当該隊員に対する公費による報償費等の額は、隊員が従事する事業に伴う利益の状況、企業からの報償費等の額、就業実態等を踏まえた上で

適正な範囲とする必要があります。

特に株式会社、合同会社、合資会社、合名会社といった営利法人に地域おこし協力隊を反復的に雇用させて当該法人の業務に従事させる場合は、地域おこし協力隊が従事する業務の範囲、当該法人の事業全体の収支状況と地域おこし協力隊が従事する業務に関する事業の収支状況、地域おこし協力隊が従事する業務に関する事業の成果、任期後の隊員の継続雇用の状況等を明らかにし、当該法人の利益ではなく、公益のために地域おこし協力隊制度が用いられていることを議会及び地域住民に十分に説明する必要があります。

- 問 20 答 19 の「地域住民と連携・協力して取り組む地域の課題解決に資する事業として地方自治体が認める事業」とはどのような事業でしょうか。
 - 答 20 「地域住民と連携・協力して取り組む地域の課題解決に資する事業として 地方自治体が認める事業」とは、例えば、
 - ① 地域の課題解決に資する事業について、事業者からの事業提案を公募した上で、有識者の審査を経て、地方自治体が定めた事業
 - ② 地方自治体の総合計画等に位置づけられた事業などがあります。
- 問 21 地域おこし協力隊が、研修機関において資格取得のための研修等を受講する場合、当該研修等に伴う報償費等を支給することはできますか。
 - 答 21 研修機関における研修の受講等が主たる活動となる場合、当該活動は地域力の維持・強化に直接資するものとは言えないことから、当該活動について地域おこし協力隊の報償費等を支給することはできません。
 - 一方、通常の地域協力活動に附随して研修等を受講する場合は、研修等を地域協力活動に含まれるものとして報償費等を支給することは差し支えありません。
- 問 22 地域おこし協力隊を、法令上定数が定まっている事業(保育所、介護施設、 学校等)の業務に従事させることはできますか。

答 22 法令上の定数が定まっている事業について隊員を配置する場合、定数の 範囲内の人員は本来自治体・事業者が自ら人員を確保し実施すべきものであ り、地域力の維持・強化に直接資する地域協力活動とは言えず、また、当該事 業に伴う国庫補助事業等の財政措置により対応すべきものでもあることから、 地域おこし協力隊を地域協力活動の一環として当該業務に従事させることは できません。

一方、地域住民と連携・協力して取り組む地域独自の公益的な事業とあわせて法令上の定数を超えて人員の配置・支援を行うときは、地域の理解を得た上で、これらの業務に従事することを地域協力活動に位置づけて、地域おこし協力隊制度を用いることは妨げられません。この場合、地方単独事業としての報償費や住居支援費等が特別交付税措置の対象となります。

なお、地域住民と連携・協力して取り組む地域独自の公益的な事業とあわせて法令上の定数の範囲内の人員の配置・支援を行うことが考えられますが、この場合、特別交付税措置の対象は、地域住民と連携・協力して取り組む公益的な事業に関する報償費や住居支援費等に限られます。

地域おこし協力隊の業務・報償費等の範囲・経理、地域おこし協力隊以外の業務・報償費等の範囲・経理を明確に区別し、区分毎の活動実績を適正に把握・管理する必要があります。

また、当該隊員に対する公費による報償費等の額は、隊員が従事する事業 に伴う収益の状況、当該施設からの報償費等の額、就業実態等を踏まえた上 で適正な範囲とする必要があります。

問 23 地域おこし協力隊が、地域協力活動以外の活動に従事することは可能でしょうか。

答 23 地域おこし協力隊が、地域協力活動以外の活動に従事することは可能です。ただし、財政措置の対象となるのは、地域おこし協力隊が地域協力活動として従事する部分に限られます。(答 16、答 18、答 19、答 21 及び答 22 参照)

【参考】

- 〇 地域おこし協力隊の推進に向けた地方財政措置について(令和2年2月4日付事務連絡)
- ⇒ URL を記載(以下同じ)
- 〇 会計年度任用職員制度の導入に伴う地域おこし協力隊制度に係るQ&Aについて(令和元年9月6日付事務連絡)
- 〇 日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業資金等の融資制度における貸付利率の引下げの実施について(平成31年3月28日付事務連絡)
- 〇 地域おこし協力隊員の育児等に係る活動中断期間の財政措置について(平成 29 年 3 月 24 日付事務連絡)
- 〇 地域おこし協力隊員等の服務規律、活動規律の確保について(平成28年10月 20日付総行応第314号)
- 〇 地域おこし協力隊員等の起業を支援する場合に必要となる経費に対する特別 交付税措置について(平成28年4月12日付事務連絡)
- 経済財政運営と改革の基本方針 2020 (令和2年7月17日閣議決定)P. 22~23 抜粋

第3章 「新たな日常」の実現

- 2.「新たな日常」が実現される地方創生 (1)東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ
 - ② 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出 二地域居住、「関係人口」の創出・拡大に取り組み、特定地域づくり事業、子供の農山漁村体験を推進し、過疎法 の期限切れを見据えた新たな過疎対策等の条件不利地域対策に取り組む。その際、二地域居住・就労が無理なく可能になるよう、兼業・副業、子育て支援の活用、地方税の納税の考え方など、住民から見た制度上の課題を早急に洗い出し、産官連携して移住や二地域居住に向けた取組を推進するための工程を明確化する。

また、地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、デジタル産業等の起業、地方での兼業・副業支援を強化する。地域おこし協力隊等を強化し、若者、民間・専門人材の地方移転、産学金官の地域密着・経済循環型事業を促進する。大企

業等から中小企業への経営人材等の移動の促進に取り組む。

魅力ある学びの場と地域産業を地方に創り、若者の地方定着を推進するため、理工系の女性を含むSTEAM人材の育成等に必要な、地方国立大学を含めた定員増や地域雇用向けの地元枠の設定、若手・実務家教員の別枠定員での登用、大学間のオンライン教育での連携等、魅力的な地方大学の実現等のための改革パッケージを年内に策定する。首都圏の大学の地方サテライトキャンパスの設置を促進する。

〇まち・ひと・しごと創生基本方針 2020 (令和2年7月17日閣議決定) P. 39~40 抜粋

第3章 各分野の政策の推進

- 2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- (1) 地方への移住・定住の推進
 - ①地方移転・移住の推進

民間企業の地方への移転を促すため、企業の地方拠点強化や地方における人材の確保等に係る支援、サテライトオフィスの開設支援等を総合的に進め、地方に魅力的なしごとをつくる。また、東京から地方への UIJ ターンによる起業・就業者の創出や地域おこし協力隊の拡充等により、地方移住を推進する。

【具体的取組】

- (b) 地方への移住・地方での起業の推進
- ・地域おこし協力隊の隊員数を 2024 年度に 8,000 人に増やす目標に向けて、応募者の拡大に取り組むほか、なり手の確保に向けた制度周知を行うとともに、マッチング機会の充実等を行う。また、隊員の起業支援及び事業承継を支援し、任期終了後の定住・定着を一層推進する。さらに、隊員の受入・サポート体制の充実を図り、隊員 0B・0G のネットワークづくりを推進する。あわせて、制度の一層の充実を図り、より多様な人材の活躍等を促進する。

改訂履歴

版数	発出日	改訂内容
第1版	平成 29 年 3 月 30 日	初版発出
第2版	平成 29 年 5 月 22 日	地方公務員法及び地方自治法の一部を
		改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)
		の公布等に伴う改訂
第3版	平成 31 年 3 月 22 日	地域おこし協力隊推進要綱の一部改正
		等に伴う改訂
第4版	令和2年8月6日	地方公務員法及び地方自治法の一部を
		改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)
		の施行等に伴う改訂
第5版	令和6年10月10日	地域おこし協力隊推進要綱の一部改正
		等に伴う改訂